

区民委員会報告資料

令和8年4月14日

報告事項件名	頁
1 マイナンバーカードの交付数増加策について	2
2 第四次足立区滞納対策アクションプラン（国民健康保険料収納率向上 3年計画）の策定について	4
3 後期高齢者医療資格確認書の暫定的運用の見直しについて	6

(区 民 部)

区民委員会報告資料

令和8年4月14日

件名	マイナンバーカードの交付数増加策について										
所管部課名	区民部戸籍住民課										
内 容	<p>マイナンバーカードの交付については、これまでも申請者増への対策を実施してきた（項番4参照）。</p> <p>しかしながら、令和7年12月頃から新規申請者が毎月約1,000人増加し、当初見込んでいた交付日数の短縮が図られないため、以下の対策を実施する。</p> <p>1 休日交付の日数を月6日間に拡大</p> <p>マイナンバーカード交付センターにおける休日交付の日数を令和8年3月から拡大（月4日間→月6日間）した（月約700件の交付増）。</p> <p>マイナンバーカード交付センターにおける休日交付の実施日</p> <table border="1" data-bbox="376 1016 1442 1626"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">拡 充 令和8年4月以降</td> </tr> <tr> <td>休日交付の実施日</td> <td>毎月6日間（令和8年2月よりも2日間増） 4月…4日（土）・11日（土）・12日（日）・ 18日（土）・25日（土）・26日（日） 5月…9日（土）・10日（日）・23日（土）・ 24日（日）・30日（土）、31日（日）</td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td>マイナンバーカード交付センター（中央本町2-9-3）</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td>午前8時30分～午後4時30分</td> </tr> <tr> <td>予約枠数</td> <td>1日あたり350～370件</td> </tr> </table> <p>◎予約専用ダイヤル 0120-688-823 または 区ホームページから予約</p> <p>2 中央館2階に平日の交付窓口を設置（令和8年5月下旬以降）</p> <p>さらなる交付数増加を図るため、中央館2階に5窓口を増設する（月約3,000件の交付増）。</p>		拡 充 令和8年4月以降	休日交付の実施日	毎月6日間（令和8年2月よりも2日間増） 4月…4日（土）・11日（土）・12日（日）・ 18日（土）・25日（土）・26日（日） 5月…9日（土）・10日（日）・23日（土）・ 24日（日）・30日（土）、31日（日）	場 所	マイナンバーカード交付センター（中央本町2-9-3）	受付時間	午前8時30分～午後4時30分	予約枠数	1日あたり350～370件
		拡 充 令和8年4月以降									
休日交付の実施日	毎月6日間（令和8年2月よりも2日間増） 4月…4日（土）・11日（土）・12日（日）・ 18日（土）・25日（土）・26日（日） 5月…9日（土）・10日（日）・23日（土）・ 24日（日）・30日（土）、31日（日）										
場 所	マイナンバーカード交付センター（中央本町2-9-3）										
受付時間	午前8時30分～午後4時30分										
予約枠数	1日あたり350～370件										

中央館 2 階の交付窓口

	拡 充 令和 8 年 5 月下旬以降
場 所	中央館 2 階 ※ 現在の電子証明書更新会場の付近
受付時間	平日の午前 9 時～午後 4 時 3 0 分 すべて予約制
予約枠数	5 窓口 1 日あたり 2 5 0 件

3 足立区のマイナンバーカード保有率

令和 8 年 2 月末現在 77. 1%

4 (参考) これまでのマイナンバーカードの交付数増加策

- (1) 令和 7 年 4 月、更新者への交付通知を発送する委託業務において、体制強化によりスピードアップを図った(令和 7 年 7 月 1 日 区民委員会報告)
- (2) 令和 7 年 8 月、マイナンバーカード交付センターにおいて、休日交付の日数を月 2 日間から月 4 日間に 2 日間拡大した(令和 7 年 7 月 1 日 区民委員会報告)
- (3) 令和 8 年 2 月、戸籍住民課に臨時で交付の 3 窓口を増設した
- (4) 令和 8 年 3 月、マイナンバーカード交付センターにおいて、休日交付の日数を月 4 日間から月 6 日間に 2 日間拡大した

5 今後の方針

上記のとおりマイナンバーカード交付における処理の迅速化を図り、区民が申請してから交付されるまでの所要期間を、国が示す基準である 4 5 日以内に短縮していく。

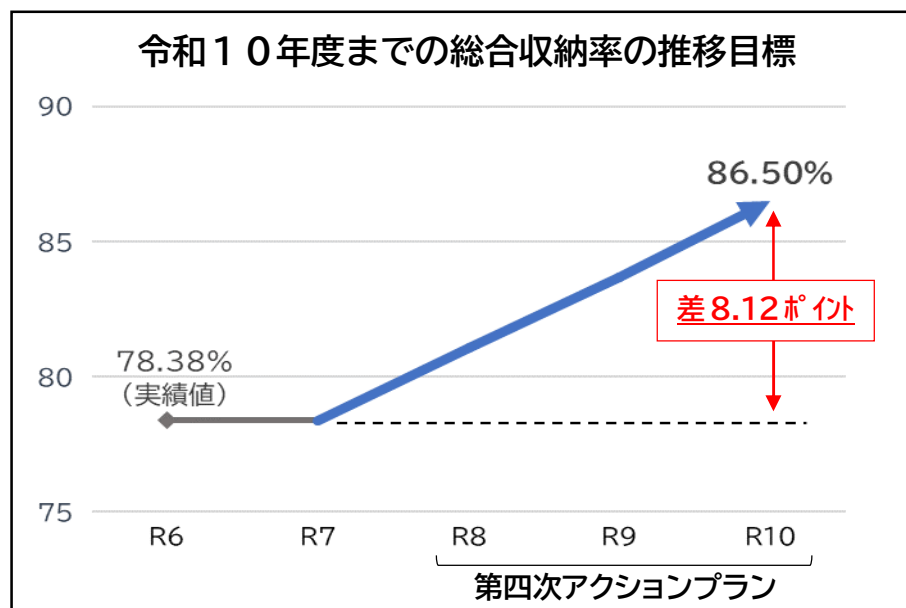
区民委員会報告資料

令和8年4月14日

件名	第四次足立区滞納対策アクションプラン（国民健康保険料収納率向上3年計画）の策定について																																													
所管部課名	区民部国民健康保険課																																													
内容	<p>「第四次足立区滞納対策アクションプラン（国民健康保険料収納率向上3年計画）」を策定したので、以下のとおり報告する。</p>																																													
	<p>1 第四次滞納対策アクションプラン実施期間 令和8年6月から令和11年5月まで</p>																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> <th>R12</th> <th>R13</th> <th>R14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本計画</td> <td colspan="8" style="text-align: center;">8年間</td> </tr> <tr> <td>第三次アクションプラン（R5.6～R8.5）</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">▶</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第四次アクションプラン（R8.6～R11.5）</td> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">▶</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	計画									基本計画	8年間								第三次アクションプラン（R5.6～R8.5）	▶								第四次アクションプラン（R8.6～R11.5）		▶						
	年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14																																					
	計画																																													
基本計画	8年間																																													
第三次アクションプラン（R5.6～R8.5）	▶																																													
第四次アクションプラン（R8.6～R11.5）		▶																																												
<p>※ 当初賦課から出納閉鎖までの期間に合わせて、始期を6月、終期を5月に設定</p>																																														
<p>2 重点目標<別添資料4ページ></p>																																														
<p>第三次アクションプラン中において、収入未済額が増加傾向にあり、令和5年度は32億円、令和6年度は36億円となっている。この状況を踏まえ、以下の項目を重点目標として滞納整理に取り組む。</p>																																														
<p>(1) 収入未済額の圧縮</p>																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度実績</th> <th>令和10年度目標</th> <th>増減（改善幅）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>36億円</td> <td>29.5億円</td> <td>▲6.5億円</td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度実績	令和10年度目標	増減（改善幅）	36億円	29.5億円	▲6.5億円																																								
令和6年度実績	令和10年度目標	増減（改善幅）																																												
36億円	29.5億円	▲6.5億円																																												
<p>令和10年度までの収入未済額の推移目標</p> <table border="1"> <caption>令和10年度までの収入未済額の推移目標</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>収入未済額 (億円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R6</td> <td>36.0</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>36.0</td> </tr> <tr> <td>R8</td> <td>34.0</td> </tr> <tr> <td>R9</td> <td>32.0</td> </tr> <tr> <td>R10</td> <td>29.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>第四次アクションプラン</p>	年度	収入未済額 (億円)	R6	36.0	R7	36.0	R8	34.0	R9	32.0	R10	29.5																																		
年度	収入未済額 (億円)																																													
R6	36.0																																													
R7	36.0																																													
R8	34.0																																													
R9	32.0																																													
R10	29.5																																													
<p>※ 令和7年度分は決算未確定のため、参考値として令和6年度と同数値とする。</p>																																														

(2) 総合収納率の上昇

令和6年度実績	令和10年度目標	増減(改善幅)
78.38%	86.50%	+8.12ポイント



※ 令和7年度分は決算未確定のため、参考値として令和6年度と同数値とする。

3 基本方針及び主な取組(抜粋) <別添資料3ページ>

No	基本方針	主な取組(抜粋)
1	“滞納者”にさせない	① 強化 口座振替の促進 ② 新規 外国人対応強化による納付促進 ③ 強化 健康保険の二重加入解消
2	滞納者と早期に接触し、高額化を防ぐ	① 新規 財産照会の電子化及びRPA処理の導入 ② 強化 納付案内センター活用による電話・SMS・訪問勧奨 ③ 新規 徴収吏員の臨場催告
3	滞納整理の適正化	① 強化 特別整理専門員新規登用による滞納整理強化 ② 強化 業務進捗管理体制の整備 ③ 強化 実務遂行力を備えた徴収吏員の育成

4 今後の方針

アクションプランに基づいた取組を実施し、重点目標の達成を目指す。

区民委員会報告資料

令和8年4月14日

件名	後期高齢者医療資格確認書の暫定的運用の見直しについて									
所管部課名	区民部高齢医療・年金課									
内 容	<p>令和8年3月17日付、東京都後期高齢者医療広域連合から資格確認書の対応方針が示されたため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 対象 令和8年8月1日からの資格確認書（現在の資格確認書の有効期限は令和8年7月31日）</p> <p>2 暫定的運用の見直し内容（ ）内、区内被保険者数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対象者</th> <th style="width: 20%;">現行</th> <th style="width: 60%;">見直し内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">84歳以下 (63,337人)</td> <td style="text-align: center;">資格確認書を交付</td> <td>マイナ保険証を過去1年間で6回以上利用しており、且つ、概ね直近3か月以内にマイナ保険証を利用している方は「資格情報のお知らせ」を送付する。 上記以外の方は資格確認書を職権交付する。(有効期間は8月から1年間)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">85歳以上 (31,010人)</td> <td style="text-align: center;">資格確認書を交付</td> <td>資格確認書を職権交付する。(有効期間は8月から1年間)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 資格確認書・資格情報のお知らせの郵送方法 (1) 資格確認書 特定記録郵便 ※ 令和7年度まで簡易書留郵便で送付していたが、郵便受けに投函された日時が参照可能な特定記録郵便に変更する。 (2) 資格情報のお知らせ 普通郵便</p> <p>4 今後の方針 令和8年5月末に東京都後期高齢者医療広域連合から、国作成のリーフレット（別紙参照）を全被保険者に送付する。また、あだち広報、区のホームページ、長寿医療だよりにて周知する。</p>	対象者	現行	見直し内容	84歳以下 (63,337人)	資格確認書を交付	マイナ保険証を過去1年間で6回以上利用しており、且つ、概ね直近3か月以内にマイナ保険証を利用している方は「資格情報のお知らせ」を送付する。 上記以外の方は資格確認書を職権交付する。(有効期間は8月から1年間)	85歳以上 (31,010人)	資格確認書を交付	資格確認書を職権交付する。(有効期間は8月から1年間)
対象者	現行	見直し内容								
84歳以下 (63,337人)	資格確認書を交付	マイナ保険証を過去1年間で6回以上利用しており、且つ、概ね直近3か月以内にマイナ保険証を利用している方は「資格情報のお知らせ」を送付する。 上記以外の方は資格確認書を職権交付する。(有効期間は8月から1年間)								
85歳以上 (31,010人)	資格確認書を交付	資格確認書を職権交付する。(有効期間は8月から1年間)								

後期高齢者医療制度の加入者の皆様へ

令和8年8月以降の医療機関等へのかかり方についてのお知らせです。



お手元の資格確認書の有効期限は令和8年7月31日です。

以下のご案内は、令和8年8月1日時点における年齢を基準としています。

✓ **85歳以上の方全員**

これまでどおり、手続きなしで新たな資格確認書を7月中にお届けしますので、お手元に届いた資格確認書で受診いただけます。

✓ **84歳以下で、マイナ保険証を普段からご利用されていない方(※1)**
(マイナ保険証をお持ちでない方も含みます)

これまでどおり、手続きなしで新たな資格確認書を7月中にお届けしますので、お手元に届いた資格確認書で受診いただけます。

✓ **84歳以下で、マイナ保険証を普段からご利用されている方(※2)**

マイナ保険証での受診をお願いいたします。

マイナ保険証での受診が難しくなった場合は、申請手続きにより資格確認書を交付しますので、その場合は資格確認書での受診も可能です。

7月中にお届けする郵送物に申請書を同封しますので、マイナ保険証での受診が難しくなった方は申請してください。

※1 マイナ保険証を普段からご利用されていない方は、下記の※2に該当しない方です。

※2 マイナ保険証を普段からご利用されている方は、以下の条件をともに満たす方です。

- ① 過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用されている方
- ② 概ね直近3か月以内にマイナ保険証を利用されている方

マイナ保険証のご利用状況は、7月中にお届けする新たな資格確認書を作成する時点の情報となります。

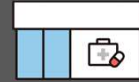
マイナ保険証のメリットや、利用登録方法については裏面を参照ください



医療機関・薬局でご提示いただくのは
以下のいずれかです。お手元にあるかをご確認ください。



医療機関・薬局の受付で提示するもの



マイナ保険証



マイナ保険証をお持ちの方は
マイナ保険証をご利用ください

資格確認書をお使いの方も、利用登録いただければ、マイナ保険証の利用が可能です。

資格確認書



マイナ保険証をお持ちでない方は
資格確認書をご利用ください

※従来の健康保険証の有効期限は終了しました



マイナ保険証にはこんなメリットがあります！

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される



健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひメリットの多いマイナ保険証のご利用をお願いします！



利用登録は簡単！



マイナ保険証の利用登録をしていない場合も、医療機関・薬局に
マイナンバーカードをお持ちいただくと、その場で登録できます。

※ マイナポータルや、セブン銀行ATMからも利用登録が可能です



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 (年末年始を除く)

平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

マイナ保険証について
もっと知りたい方は
こちら



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare